

令和4年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称	宝塚市立地域利用施設 雲雀丘倶楽部				
所在地	宝塚市雲雀丘1丁目1番1号				
指定管理者	団体名	公の施設のよりよい管理運営をめざす市民の会・宝塚	指定期間	開始日	令和3年4月1日
	所在地	宝塚市雲雀丘3丁目13番21号		終了日	令和8年3月31日
選定方法	非公募		評価実施年	指定期間5年のうち1年目	
施設設置目的	地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資するため。				
主な実施事業	会館管理運営事業				

2 利用状況(目標と実績)

成果指標	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a 利用回数	回		1,727		1825		809		1473
b 稼働率	%		27.2		30.3		19.4		24.4
c									
d									
e									

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区分		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算
収入計	A	5,464	5,879	4,223	5,324
指定管理料		1,059	1,069	1,750	1,080
利用料収入	C	4,314	4,728	2,458	4,228
自主事業収入		0	0	0	0
その他		91	82	15	16
支出計	B	5,464	5,879	4,396	5,245
指定事業費		5,464	5,879	4,396	5,245
内、人件費	D	3,548	3,561	2,597	3,451
内、再委託料	E	960	987	900	943
自主事業費		0	0	0	0
事業収支	A-B	0	0	(173)	79
利用料金比率	C/A	79.0 %	80.4 %	58.2 %	79.4 %
人件費率	D/B	64.9 %	60.6 %	59.1 %	65.8 %
再委託費比率	E/B	17.6 %	16.8 %	20.5 %	18.0 %

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月25日から5月11日までの17日間は臨時休館を行い、令和3年5月12日から7月11日までは20時まで、7月12日から7月31日までは20時30分まで、8月5日から9月30日までは20時まで、10月1日から10月21日までは21時までの開館時間短縮を行った。 令和3年度 指定管理料のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休館による損失補填額は43,059円
------	--

4 評価

注) 自己評価・・・指定管理者 所管評価・・・施設所管課

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
① サービスの履行の確認	法例に基づいた点検、報告の実施、個人情報への配慮、保守点検、清掃等の日常業務、緊急・災害時の市への円滑な連絡と協力等、業務の実施状況についての評価を行う。	A	A
② サービスの質の評価	事故防止、安全確保、環境への配慮、利用者に対する接遇、苦情処理への適切な対応等、利用者に提供するサービスの質の水準を評価する。	A	A
③ サービスの安定性の評価	専用の口座、帳簿等を備え、収支計画に沿って適切に経理、予算決算処理がなされているか評価を行う。	A	A
指定管理者所見 (成果、課題等)	<p>●成果 ①常に市への迅速かつ円滑な連絡を実行した。また、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ館内および敷地スペースの丁寧な清掃を行うとともに、日々、設備・備品の安全点検に努めた。②マイク、オーディオ設備について経年劣化が認められ利用者から苦情が出たが、適切な対応を行い、サービスの質の向上に努めた。③新型コロナ蔓延のため、利用者が減り利用料収入が減少したが、職員が節約に努め、また、臨時休館への損失補填金により何とか健全な収支決算処理を行うことができた。</p> <p>●課題 ①館内安全性向上のため、防犯カメラの設置を検討している。②指定管理者制度の成果について分析を行っている。</p>		
施設所管課所見 (成果、課題等)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による利用者数減少による収益が厳しい中、施設目的に沿って適切且つ効率的な管理運営を行われています。施設の維持管理においては、老朽化する設備を適切に維持しつつ、常に利用者の安全性の確保に努められ、危機管理意識が高いと感じます。新型コロナウイルス感染症拡大を防止しつつ、会館利用者数回復を図ることが課題である。</p>		
前年評価	A	総合評価	A

※評価区分

評価基準:	A (優良) = 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準よりも優れている。
	B (良好) = 協定書、仕様書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C (要改善) = 協定書、仕様書等に定める要求水準を満足していない。
総合評価:	A (優良) = 自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、かつAが4つ以上ある。
	B (良好) = 優良、要改善以外の評価
	C (要改善) = 自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。